

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

平成 27 年 10 月に<sup>こうのう</sup>後納制度が変わりました！

## 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去 5 年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去 10 年から 5 年になりました。

※過去 5 年とは、納めようとする月前 5 年以内の期間です。

(例) 平成 23 年 12 月分の場合 → 平成 28 年 12 月末まで納付可能となります。

▶ この機会にぜひ**後納制度**をご利用ください。

### 後納制度で 2 年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格を得られる可能性**があります。

将来受け取る年金額が増額します。

<1 カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安>

$$\frac{780,100 \text{ 円 (平成 28 年 4 月時点の満額の年金額)}}{480 \text{ カ月 (40 年} \times 12 \text{ カ月)}} \approx \text{年額で } 1,625 \text{ 円 増額}$$

### ご利用いただける方

- ① 20 歳以上 60 歳未満の方で、5 年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65 歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60 歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

### 申し込みから納めていただくまでの手順

**1** 国民年金後納保険料納付申込書に必要な事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

**2** 年金事務所において申込書の審査、承認を行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

**3** 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

- 市(区)役所または町村役場、年金事務所では納めることができません。

# ⚠️ 申し込みいただく際の注意事項

### 納付の際に加算額がつきます

- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
- 詳細は下記「平成29年3月までの後納保険料額と納付期限」でご確認ください。

### 納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

・平成23年度  
・平成24年度  
・平成25年度

古い分  
↓  
新しい分

### 申し込み後に審査を行います

- 後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めに申し込みください。

### 一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。

この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

### 国民年金の切替（第3号から第1号へ）が2年以上遅れたことがある方は…

- 国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切替手続きが2年以上遅れたことによる「未納期間」は、後納制度をご利用いただけません。

届出をすることにより最大10年分の保険料を納付することができる特例追納制度をご利用ください。

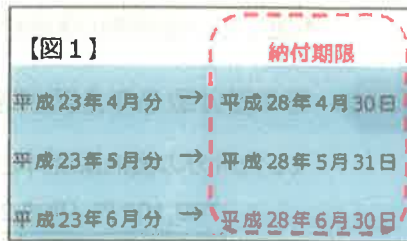
### 免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。

上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

## 平成28年4月から平成29年3月までの後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成23年度	15,740円	15,020円	720円	【図1】を参照ください
平成24年度	15,430円	14,980円	450円	平成29年3月31日
平成25年度	15,250円	15,040円	210円	平成29年3月31日
平成26年度	15,250円	15,250円	加算なし	平成29年3月31日



- ※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。（① = ② + ③）
- ※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。
- ※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

### 2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付奨励（電話・文書・戸別訪問）および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

### 年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、消費税率10%への引上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定です。

## お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



ナビダイヤル

0570-011-050

- 受付時間
- 月曜日 午前8:30～午後7:00 \*月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。
  - 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 \*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
  - 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015にお電話ください。  
 ※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。